

※「ピラサ」とは、アイヌ語で「広げる」を意味します。アイヌの歴史・文化等の啓発を促進し、全道に一層広がることを目指していることから、本啓発資料の題名としました。

アイヌの歴史・文化等に関する教育の必要性について

1 児童生徒に正しい北海道の歴史観を認識させる

北海道は古くからアイヌの人たちの居住地であり、北海道の歴史・文化等について理解を深めることは、この地域に生きてきたアイヌの人たちの歴史・文化等について理解を深めることにほかなりません。

また、アイヌの人たちは過去の人たちであり今は存在しないとか、存在していても昔のような生活をしているという誤った認識をもっている人たちが相当数いるという調査結果もあります。今、アイヌの人たちは、北海道をはじめ全国に居住し、民族としての伝統文化の伝承に努めています。

こうしたことから、アイヌの歴史・文化等を通史的にとらえた学習により、正しい理解と認識をしっかりと深めていくことが必要です。

2 人権尊重の意識の高揚を図る

徳川幕府時代、松前藩による商場知行制^{*1}と場所請負制^{*2}、明治政府による同化政策等によって、アイヌの人たちは、和人から厳しい差別・偏見・搾取を受けてきました。北海道環境生活部の調査では、今なお差別や偏見の実態があると報告されています。

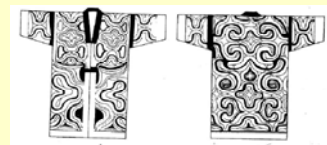
アイヌの歴史・文化等の学習において、民族としての歴史的な存在意義を認識するとともに、その精神文化のもつ自然観・宗教観・人間観の学びを通して、児童生徒に人権尊重の意識をもたせることが重要です。

3 アイヌ文化振興法に基づく学校教育の役割を果たす

1997年に制定された「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（略称「アイヌ文化振興法」）の基本方針に、「アイヌの伝統等に関する、知識の普及と啓発」「アイヌ文化の振興等に資する調査研究」等の項目があります。学校教育においてもこの方針を踏まえ、アイヌの歴史・文化等について、児童生徒を対象とした学習活動を通して、啓発していく役割があります。

また、アイヌ関係団体をはじめ、各地域などからアイヌの歴史・文化等にかかわる教育活動の充実が期待されていることも受け止めなければなりません。

北海道教育委員会としては、以上の点を踏まえ、「北海道教育の課題」として掲げ、積極的な教育実践をお願いしているところです。



木綿衣の一種「カバラミ」

*1 米穀生産がほとんど無い蝦夷地において土地を知行(所領支配権)として与えても利益を生み出さないため、それに変わり特定地域の交易権を与える制度

*2 商人が知行主に上納金(運上金)をおさめ、そこでの取引を請け負う制度

アイヌ語 豆知識

- ◆ 「アイヌ」＝ 「人間」を意味します。
- ◆ 「カムイ」＝ 人間以外の「人間にとって必要なもの」「人間が太刀打ちできないもの」に宿る精霊を意味します。
- ◆ 「ウタリ」＝ アイヌにとっての「仲間」や「同胞」を意味します。
- ◆ 「コタン」＝ 「むら」を意味します。「むら」はアイヌの生活の本拠地であり、数戸から十数戸で形成されます。



ウバユリ掘り

◆◆ アイヌの歴史・文化等に関する教材 ◆◆

現在、次のような資料が各学校に配布されています。授業の中で有効に活用が図られるよう指導助言をお願いします。

- 1 アイヌの歴史・文化に関する指導の手引き(昭和59年 北海道教育委員会発行)**
小・中学校の教員用として発行してから23年を経過していますが、現在でも指導計画の作成等において大変参考になります。
- 2 アイヌ民族に関する指導の手引き(平成4年 北海道教育委員会発行)**
高等学校の教員用として平成4年に発行しています。人間尊重の精神を基調として編集された指導資料であり、歴史・文化等にかかわる資料も豊富です。
- 3 アイヌ民族:歴史と現在 小学生用(平成13年 <財>アイヌ文化振興・研究推進機構発行)**
小学校中学年以上を対象とした「アイヌ民族に関する副読本」として学校現場の協力も得ながら専門家等からなる編集委員によって作成されたものです。アイヌ民族の歴史・文化等について、現代に至るまで通史的に記述されています。毎年、道内のすべての小学校第4学年の児童に配布されています。
- 4 アイヌ民族:歴史と現在 中学生用(平成13年 <財>アイヌ文化振興・研究推進機構発行)**
主に中学校社会科の教科書を補うことを目的とした「アイヌ民族に関する副読本」として作成されたものです。小学生用と同様、現代に至るまで通史的に記述されています。また、毎年、道内のすべての中学校第2学年の生徒に配布されています。



◆「社団法人北海道ウタリ協会」とは

昭和21年、「アイヌ人の社会的地位を高め、誇りある民族となること」を目指し、「北海道アイヌ協会」として設立されました。しかし、「アイヌ」という呼称は、当時、一般的に差別的用語として使われていることが多いことから、会員の拡大・入会時の心理的な抵抗感の軽減を図るため、昭和35年、「北海道ウタリ協会」と改称しました。

現在は、全道に50支部、会員3687名で構成され、「組織強化活動の積極的な展開」「先住民族としての新しいアイヌ対策の在り方の検討」「アイヌ文化振興法の積極的な活用と啓発活動」「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策の有効活用」を柱として活動を推進しています。

◆「財団法人 アイヌ文化振興・研究推進機構」とは

平成9年、アイヌ文化振興法の制定に伴い、この法律に規定する業務を実施するため、国の指定法人として、国（国土交通省、文部科学省）及び北海道から財政的な支援を受け組織されています。

本推進機構の事業として、① アイヌに関する総合的かつ実践的な研究の推進、② アイヌ語の振興、③ アイヌ文化の振興、④ アイヌの伝統等に関する普及啓発を柱として、全国的に事業を推進しています。

